神奈川県

神奈川県中小企業制度融資

コロナ新事業展開対策融資

新型コロナウイルス感染症により事業活動への影響を受け、売上等の回復を図るため、新たな事業展開（事業転換、業態・業種の転換等）や事業改善に取り組む事業者を支援します。

本融資の特徴

■ 事業計画書の作成等

具体的な取組内容等を記載した事業計画書を作成していただきます。

事業計画書の作成に当たり、神奈川産業振興センターの助言を受けられますので、積極的にご活用ください。

■ 取組の具体例

事業の転換	新たに卓上備え付けのロースター等の設備や内装の改装などを行い、日本料理店から焼肉店への事業転換に取り組む。
業態の転換	飲食店の店舗を改修して、ドライブスルーによる持ち帰り販売に取り組む。
業種の転換	ホテルの客室をテレワークやコワーキングスペースに改造して、宿泊業から不動産賃貸業への転換に取り組む。
事業の改善	作業工程の見直しを行い、外注作業を内製化する。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した制度融資になります。

神奈川県産業労働局金融課

（2023年4月1日現在）

融資の概要

保証の区分	セーフティネット保証４号	セーフティネット保証５号	一般保証
融資対象者	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証４号の認定を受けた中小企業者等	セーフティネット保証５号の認定を受けた中小企業者等	一般保証を利用する中小企業者等 ※１
融資限度額	3,000万円（一部別枠）		
融資期間	運転資金･設備資金：10年以内（据置期間２年以内を含む）		
融資利率	年1.6％以内（固定金利）		
信用保証料率	1.00%	0.85%	0.45%～1.52%
計画書	事業計画書の作成が必要		

※1：令和2年2月以降に以下の新型コロナウイルス関連融資を利用された方
- ・売上･利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】
- ・新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）
- ・新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）
- ・セーフティネット保証5号
- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金

または、
- ・直近6ヶ月のいずれか1ヶ月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響以前（令和2年1月以前の同月）の売上高と比べて、減少していることを取扱金融機関が確認された方

〇本融資のお申込みは以下の取扱金融機関へ

銀行	みずほ/三菱ＵＦＪ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/山梨中央/北陸/静岡/スルガ/阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央
信用金庫	横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/城南/西武/芝/世田谷/多摩/山梨
信用組合	ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/相愛
政府系金融機関	商工組合中央金庫

本融資の問合せ

神奈川県 産業労働局 金融課（金融相談窓口）　☎（０４５）２１０－５６９５

事業計画書の作成支援

神奈川産業振興センター （総合相談窓口）　☎（０４５）６３３－５２００